

判決年月日	平成 2 1 年 9 月 3 0 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成20年（行ケ）10420号		
○補正が願書に最初に添付した明細書，特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものではないとの審決の判断は誤りであるとして，審決が取り消された事例			

（関連条文）特許法 1 7 条の 2 第 3 項

本件は，「電気化学的性能が向上したリチウムマンガンスピネル酸化物の製造方法」とする発明に係る特許出願（本願）についての拒絶査定を維持すべきものとした審決（不服 2 0 0 5 - 1 9 6 4 1 号）に対する取消訴訟である。

審決は，本願の請求項 1 に対する補正（本件補正）が，「マンガン化合物のみに機械的な力と熱エネルギーを同時に加え」ることを含み，それは，願書に最初に添付した明細書又は図面に記載した事項の範囲内においてしたものではないから，特許法 1 7 条の 2 第 3 項に規定する要件を満たしていないと判断した。

本判決は，以下のとおり判示して，新規事項の追加に関する判断の誤り（取消事由 1 ）に関する原告の主張は理由があるとして，審決を取り消した。

「・・・本件補正事項である「マンガン化合物のみに機械的な力と熱エネルギーを同時に加え」との事項が，本願当初明細書等の実施例 1 に開示されていることは明らかである。

すなわち，実施例 1 では，原料マンガン化合物の M H 処理の段階において，マンガン化合物である二酸化マンガンには機械的な力（剪断応力と圧縮応力）と熱エネルギー（1 0 0 の熱の加熱）が加えられている。その後のスピネル構造のリチウムマンガン複合酸化物の製造において，マンガン化合物以外のリチウム化合物である水酸化リチウム－水和物が添加・混合され，混合後に 4 0 0 ～ 5 0 0 の炉で大気中 7 時間熱処理が行われ，その後冷却された再度混合されて均一化された粉末が 7 5 0 の空気雰囲気下で 2 次熱処理を受けてリチウムマンガンスピネル粉末とされるが，その間は熱エネルギーが加えられるものの，リチウム化合物には機械的な力が同時に加えられるものではない。

したがって，本件補正事項は，本願当初明細書等の実施例 1 に基づくものであるから，本願当初明細書等のすべての記載を総合することにより導かれる技術的事項との対比において，新たな技術的事項を導入するものとはいえない。また，本件補正により，本件補正前発明に関する技術的事項に何らかの変更を生じさせているものということとはできない。」